

環境影響評価制度に係る対象事業の追加について

平成 27 年 10 月 29 日
環 境 共 生 課

1. 背景及び目的

平成 24 年 7 月の再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入や来年実施される電力小売全面自由化等を背景として、各種発電施設の新規設置や増強等が全国的に加速してきている。

現在、これら発電施設に関しては、風力発電を除き、本市の環境影響評価制度の対象となっておらず（*）、本市域内においても、大規模な土地造成等を伴う太陽光発電施設や石炭を燃料とする火力発電施設等の整備計画が相次ぐ中、周辺の自然環境や景観等に対する影響が懸念される状況に至っている。

このため、それら発電施設を新たに環境影響評価制度の対象に加えることにより、当該事業者に対して適切な環境配慮及び環境保全対策を求めるものとする。

*：本市の環境影響評価条例（以下、「条例」という。）では「電気工作物の設置又は変更の事業」を環境影響評価制度の対象としており、その具体的な事業の内容と規模要件は条例施行規則において定めているところだが、現在、「電気工作物」たる発電施設としては風力発電（出力 5,000 kW 以上等）のみを規定している。

2. 基本的な考え方

以下の考え方に基づき、条例施行規則の改正を行う。

(1) 新たに追加する発電施設の種別

- ・ 太陽光発電、火力発電、地熱発電及び水力発電の 4 種。

(2) 対象事業の要件（案）

- ・ 発電出力による規模要件を設定する。ただし、太陽光発電施設に関しては、発電パネルによって広範囲の土地を覆うという事業特性から、敷地面積を基準とする。
- ・ 県立自然公園など、周辺環境に対するより一層の配慮が必要とされる地域においては、段階的に規模要件を引き下げる。

事業の内容	規模要件	規模要件の考え方
太陽光発電所の設置又は変更	敷地面積 20ha 以上	条例における他の面的開発事業に合わせる。
火力発電所の設置又は変更	出力 30,000kW 以上	・ 二酸化炭素の排出削減並びに大気汚染対策がとられるべき規模（環境省）。 ・ 他政令市と比べて遜色ない規模。
地熱発電所の設置又は変更	出力 5,000kW 以上	条例における風力発電所の規模要件を環境影響評価法の 1/2 としたことに合わせる。
水力発電所の設置又は変更	出力 15,000kW 以上	

※変更については、規模要件以上が増加する場合を対象とする。

※県立自然公園等の A 地域は 1/2、同特別地域等の B 地域は 1/4 の規模要件とする（火力発電所を除く）。

※他政令市及び宮城県における規模要件については、参考資料を参照のこと。

3. スケジュール

平成 27 年中に改正規則の公布を行い，平成 28 年度当初における施行を想定。
(公布から施行までの周知期間は、下記手続きに要する期間を勘案し、4 ヶ月程度を予定。)

4. 経過措置

改正規則の施行日までの間に着手済みの事業や所定の手続きを終了するなど一定の要件（規則において別に定める）を満たす事業については対象としない。

<想定する所定の手続き>

- ① 杜の都の風土を守る土地利用調整条例に基づく開発事業計画書の提出
- ② 事業実施に必要な許認可等^{*}の申請
※固定価格買取制度による経済産業大臣の発電設備認定は該当しない。
- ③ 国、宮城県、仙台市の補助金の交付の決定